

文化芸術振興基本法の一部改正

1、文化芸術振興基本法→ 5、へ、

2、法改正の背景

我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成13年に議員立法により成立してから16年が経過しました。政府ではこれまで、同法に基づき4次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。

一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるようになってきました。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもありません。

こうしたことから、超党派の文化芸術振興議員連盟における1年以上にわたる検討等を経て、議員立法により、「文化芸術振興基本法」の改正が行われました。

3. 改正の趣旨

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

4. 改正の概要

「文化芸術基本法」は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

今回の改正においては、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。

また、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定されました。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援等が明記されました。

このほか、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府はこれまで

の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり新たに「文化芸術推進基本計画」を策定することとされました。また、新法では、文部科学省、内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等による「文化芸術推進会議」を設けることとされています。

改正法の附則においては、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、政府は文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とされています。

今後は、今回の改正趣旨を踏まえ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する幅広い分野も含めた施策を推進するとともに、行政機関・文化芸術団体・民間事業者・学校・地域等の連携のこれまで以上の連携により、文化芸術に関する施策が更に推進されていくことが期待されます。

文化芸術振興基本法

文化芸術立国へ

世界に尊敬され、愛される「文化の国」

↑

強固な文化力の基盤形成

↑

- ・人をつくる
- ・地域を元気にする
- ・世界との文化交流

↑

施設・組織・制度整備

文化芸術基本法一部改正

- 1、法の目的
- 2、施策の基本理念
- 3、国・4、地方公共団体の責務
- 5、国民の関心および理解
- 5-2、文化芸術団体の役割
- 5-3、関係者相互の連携及び協働
- 6、法制上の措置等

文化芸術推進基本計画

- 7、文化芸術推進基本計画

7-2、地方文化芸術推進基本計画

文化芸術に関する基本的な施策

- 8、芸術の振興
- 9、メディア芸術の振興
- 10、伝統芸能の継承及び発展
- 11、芸能の振興
- 12、生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及
- 13、文化財等の保存及び活用
- 14、地域における文化芸術の振興等
- 15、国際交流等の推進
- 16、芸術家等の養成及び確保
- 17、文化芸術に係る教育研究機関等の整備等
- 18、国語についての理解
- 19、日本語教育の充実
- 20、著作権等の保護及び利用
- 21、国民の鑑賞等の機会の充実
- 22、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
- 23、青少年の文化芸術活動の充実
- 24、学校教育における文化芸術活動の充実
- 25、劇場、音楽堂等の充実
- 26、美術館、博物館、図書館等の充実
- 27、地域における文化芸術活動の場の充実
- 28、公共の建物等の建築にあたっての配慮等
- 29、情報通信技術の活用の推進
- 29-2、調査研究等
- 30、地方公共団体の及び民間の団体等への情報提供等
- 31、民間の支援活動の活性化等
- 32、関係機関等の連携等
- 33、顕彰
- 34、政策形成への民意の反映等
- 35、地方公共団体の施策

文化芸術の推進に係る体制の整備

- 36、文化芸術推進会議
- 37、都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成 29 年 6 月 23 日公布・施行)

**文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）
（平成30年3月6日閣議決定）**

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」を策定しました（平成30年3月6日閣議決定）。第1期基本計画は、文化審議会答申「文化芸術基本計画（第1期）について－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－」（平成30年2月16日）を受け、今後5年間（平成30年度～平成34年度）を見通し策定されたものです。

- [文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）](#) (2.1MB)